

令和4年度 第5回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和4年8月4日(木) 午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階第一会議室

3. 出席委員数 (16名)

出席者 (会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番 鈴木 和俊

2番 伊藤 淑榮

3番 三浦 栄子

4番 鈴木 豊則

5番

6番

7番 清水 司

8番 高橋 郁雄

9番 鈴木 誠孝

10番 目黒 千衣子

11番 三浦 富美男

12番 山本 義則

13番 佐藤 正樹

14番

15番 武田 一雄

16番 加藤 和洋

17番 鈴木 孫城

4. 欠席委員 (3名)

5. 農業委員会業務報告(7月分)

6. 報告事項

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

8. その他

令和4年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討について

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 船木 聖徳

副事務局長 佐藤 秀樹

局長補佐 鈴木 俊市

10. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございました。

ただ今から、令和4年度第5回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が4件であります。

始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会長

令和4年度第5回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

秋田県を含む東北北部は、平年より2日早く7月26日ごろ梅雨明けしたと気象庁が発表しており、暑い日が続いております。今後は気象情報や健康に注意し農作物の管理にあたっていただきたいと思います。

なお、8月9日の市町村農業委員会地区別研修会は8名が参加する予定です。新型コロナ感染症の影響で農業会議でも日程の調整に難儀したと伺っております。お盆の前日になりますが、参加いただく委員にお礼を申し上げます。それでは、本日の審議をよろしくをお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

次に、総会の定足数についてであります。本日は、5番伊藤世智男委員、6番の佐藤洋介委員、14番の中田正一委員から欠席の届がありました。出席者は19名中16名で総会の定足数に達しております。

それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。

(議長一任の声あり。)

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に1番の鈴木和俊委員、17番の鈴木孫城委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の鈴木局長補佐を指名いたします。

それでは、7月分の農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局から報告をお願いいたします。

事務局

7月分の農業委員会業務について報告いたします。
(別紙により報告)

以上、委員会業務についての報告でございました。

議長

ただ今の報告について、何か質問等ありませんか。

(「なし」との声あり。)

議長

次に、報告第7号を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。
解約件数は2件で、この後の議案に関連します。

申請番号 1、土地の所在は五里合中石字東山台〇番〇、畑 2,739 m²、借受人は払戸の有限会社 木元土建、貸出人は五里合中石字八幡前のA、解約理由は貸人の都合であり、引渡年月日は令和4年7月11日となっております。

申請番号 2、土地の所在は払戸字登田〇番〇他7筆、計8筆、田 9,267 m²、借受人は払戸字川向のB、貸出人は払戸字小深見のC、解約理由は貸人の都合によるもので、引渡年月日は令和4年6月23日となっております。

以上です。

議 長

ただいまの報告について、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

それでは議事案件に入ります。

議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。今回は所有権移転が 2 件です。

申請番号 1、土地の所在は五里合中石字後田〇番〇他 6 筆、計 7 筆、田 5 筆 1,611 m²、畑 2 筆 3,478 m²、譲受人は潟上市天王の A、譲渡人は五里合中石字八幡前の B、対価は無償となっております。

申請番号 2、土地の所在は船越字根木〇番他 3 筆、計 4 筆、田 4,161 m²、譲受人は船越字船越の C、譲渡人は秋田市土崎の D、対価は有償 円となっております。

以上 2 件の農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議案第 16 号について、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議 長

それでは、議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可相当とすることにいたします。

次に、議案第 17 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、議題といたします。

審議に入りますが、議事参与案件がありますので申請番号 1 を先議いたします。

農業委員会法第 31 条の規定により 7 番清水 司委員は退席してください。

暫時休憩いたします。

(7 番 清水 司委員退席)

議 長

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 17 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

申請番号 1、土地の所在は船越字草根○番他 4 筆、計 5 筆、田 5,326 m²、譲受人は船越字八郎谷地の A、譲渡人は船越字内子の B、対価は 10a 当り 300,000 円となっております。

以上で申請番号1の説明を終わります。

議 長

申請番号 1 について、ご質問等ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、承認いたします。

暫時休憩いたします。

(7 番 清水 司委員着席)

再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 17 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて、男鹿市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の諮問がありましたので、審議を求めます。

申請番号 2、土地の所在は野石字中山〇番〇1 筆、田 1,770 m²、譲受人は野石字中山の C、譲渡人は大阪府箕面市の D、対価は 10a 当り 49,000 円となっております。

申請番号 3、土地の所在は船越字草根〇番他2筆、計3筆、田 3,123 m²、譲

受人は船越字内子の E、譲渡人は秋田市土崎の F、対価は 10a 当り 300,000 円となっております。

申請番号 4、土地の所在は福米沢字新大門道〇番、畑 728 m²、譲受人は船越字内子の J、譲渡人は秋田市将軍野の K、対価は無償となっております。

申請番号 5、土地の所在は払戸字登田〇番〇他 7 筆、計 8 筆畑 728 m²、譲受人は払戸字川向の L、譲渡人は払戸字小深見の K、対価は 10a 当り 227,000 円となっております。

資金計画はいずれも自己資金対応と伺っております。

以上で申請番号 2 から 5 までの所有権移転の説明を終わります。

議 長

これまでの所有権移転について、何か質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

議案第 17 号、農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについては、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 18 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

申請番号 1、土地の所在は、男鹿中山町字小町田〇番〇1筆、地目は田、面積 1,033 m²で自己所有地に農業用倉庫を建設する計画であります。

農地区分については、農振地域で前回総会に諮問のあった農振除外の案件でございます。

建設等にかかる経費は総額で 2,000,000 円であり、公庫からの借り入れによって対応することとなっております。

別紙図面の 1 ページに位置図を。申請地は中間口から浜間口の国道101へ抜ける市道と滝川の間にある申請者所有の休耕中の田んぼであります。

2 ページ目に公図を添付しており、周辺の筆形状が表示されております。

3 ページ目には計画平面図を添付しております。

整地のうえ、農業用倉庫を建て、露天作業場を併設する計画です。

以上で申請番号 1 の説明を終わります。

議 長

(現地確認報告)

現地を確認しました、2番伊藤淑榮委員、15番武田一雄委員から代表説明委員として武田一雄委員、説明をお願いいたします。

15番

(武田一雄委員)

7月21日、水曜日の午前9時から現地で立ち合いを行いました。

私と伊藤淑榮委員、事務局の佐藤副局長、申請者と申請者の代理の行政書士の6人で現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりでございます。

しっかりと擁壁などの施工をすることでしたので、周辺へは特段支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、武田一雄委員から報告がありましたが、意見・質問等があったらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

議 長

それでは、異議なしのとのことなので承認したいと思います。

ひきつづき、事務局から次の案件の説明をお願いいたします。

事務局

議案第 19 号、農地法第5条の許可申請について、申請番号10のご説明をいたします。

申請番号 10、土地の所在は、脇本脇本字乍木〇番〇、地目は田、面積 275 m²で所有権の移転となっております。

譲受人は脇本字乍木の A、譲渡人は神奈川県相模原市の B。

転用目的は、自家用車車庫および小屋の増設であります。

農地区分については、第1種、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しております。

農地の取得にかかる経費は総額で2,000,000円です。

別添資料の4ページ目に位置図があります。

申請地は五里合中石の国道101号と海岸の間にある農地であります。5ページに公図があり、周辺の状況が記載されております。また、6ページに計画平面図があり30mの高さの風車を2基設置する計画です。

以上で申請番号14の説明を終わります。

議 長

(現地確認報告)

現地を確認しました、7番清水 司委員、8番高橋郁雄委員から代表説明委員として高橋郁雄委員、説明をお願いいたします。

8番

7月21日、水曜日の午後1時30分から現地で立ち合いを実施しています。私と清水 司委員、事務局の佐藤副局長の3人で申請者さんとその申請代理人である行政書士とで現地を確認いたしました。

申請箇所等につきましては、さきほどの事務局の説明のとおりで、周囲は住宅分譲されておりますし、宅地や道路整備の際に農地除外されているべきものと思われるため、近くの農地への特段の支障はないものと判断いたしました。

委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今、高橋郁雄委員から報告がありましたけれども、何か意見や質問等があったらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

それでは、議案第19号は申請どおり、承認したいと思えます。

議案については終了いたしました。

その他について事務局、説明をお願いします。

事務局

別紙資料の 1 ページをご覧ください。
秋田県農業委員会大会における政策対案の検討についてです。

(別紙により説明)

議長

ただ今の説明について、何か意見・質問等があったらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

議長

異議なしのとのことなので事務局に一任し、秋田県農業会議へ報告したいと思えます。

次の説明をお願いします。

事務局長

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてです。

決議文を事務局に朗読させます。

(副局長決議文を朗読)

議 長

それでは、お諮り致します。

決議文のとおり決議してよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

議 長

農業委員会の法令順守の申し合わせが決議されました。

他にありませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第5回男鹿市農業委員会定例総会を閉会いたします。

事務局

ありがとうございました。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和4年8月4日

男鹿市農業委員会

議 長 吉 田 陽 一

署 名 委 員 鈴 木 和 俊

署 名 委 員 鈴 木 孫 城

書 記 鈴 木 俊 市